

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 徳情個審答申第10号 )

平成27年2月24日

徳情個審答申第10号

平成27年2月24日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 豊 永 寛 二

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の  
規定に基づく諮問について（答申）

平成26年12月2日付保険発第973号により徳島市長から諮問のありました国民健康保険関係事務に係る特定個人情報保護評価の件について、次のとおり答申します。

#### 結論

国民健康保険関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について、別紙のとおり課題が残されているほかは、特段の問題は認められない。

(別紙)

	ページ	記載箇所	課題
1	50	リスク 2 特定個人情報の使用 の記録 具体的な方法	特定個人情報の使用等の記録の保管期間については、公訴時効を踏まえて、5年ではなく、7年とすることが望ましい。
	51	特定個人情報の提供 ルール 委託元と委託先間の 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	
	52	リスク 1 特定個人情報の提供 ・移転の記録 具体的な方法	
	54	リスク 5 リスクに対する措置 の内容	
2	50	リスク 4 リスクに対する措置 の内容	特定個人情報の漏えいに関しては、データの持ち出しが特に危惧され、不正にデータの複製等が行われることを防止しなければならぬと考える。 この考えを踏まえると、「システム上で、管理権限を与えられた者以外は、情報の複製ができない仕組みとする。バックアップ以外にファイルを複製しないように職員・委託先等の従業者に指導する。」とあるが、指導するだけでは不十分であり、複数の者でしか複製できないような体制とすべきである。
3	51	再委託先による特定 個人情報ファイルの 適切な取扱いの確保  具体的な方法	「委託先に対して、委託事務に従事する再委託先従業者の名簿提出を義務付ける」ことなどの具体的な方法について記載を追加する必要がある。

< 参考 >

( 審 査 会 の 経 過 )

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成 26 年 12 月 2 日	実施機関から諮問書を受理
平成 26 年 12 月 18 日 (26年度第4回審査会)	国民健康保険関係事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の概要説明及び質疑応答を行った。
平成 27 年 1 月 26 日 (26年度第8回審査会)	答申案の検討を行った。
平成 27 年 2 月 24 日 (26年度第9回審査会)	答申案の検討を行った。